

暮らしを支えるために

認知症の人や家族の暮らしを支えるためのサービスなどを紹介します。

安心して暮らす



万が一、道に迷っても

周りの人にサポートをお願いできるヘルプカードなどがあります。

ヘルプマーク・品川区ヘルプカードは、援助を必要とする障害のある人などが携帯し、困ったときに周囲の人へ必要な支援や配慮を知らせてお願いするためのマーク・カードです。

ヘルプマーク

都営地下鉄の各駅
などで配布



▲東京都HP



品川区ヘルプカード

支え愛・ほっとステーションなどで配布



(表面)

ヘルプカードは、障害のある方が
困った時に、周囲の方に必要な
支援や配慮をお願いするための
カードです。

(裏面)



▲区HP

窓口 障害者支援課 ☎5742-6707

見守りアイテム・GPS端末機利用助成

事前に個人情報を登録し救急搬送された時や警察に保護された時などに緊急連絡先などを照会することのできる見守りアイテムや、行方不明の恐れがあり外出に不安があっても、GPS端末機を利用し家族等が居場所を確認して見守ることができます。

見守りアイテム



キーホルダー①



キーホルダー②

Z0001

品川区

靴反射シール

品川区見守り番号

Z0001

品川区

アイロンシール

窓口 担当地区在宅介護支援センター
(→13ページ)

GPS端末機利用助成

区が指定するGPS端末機の初期登録料および月額基本料金の一部を助成しています。



見守りアイテム



GPS端末機利用助成



暮らしを支える
ために

安心して暮らす

緊急時のために

救急代理通報システム

自宅での火災や急病などの緊急時に、室内に設置した機器を介して通報を受けた警備会社の警備員が24時間365日駆け付けます。

災害時自動安否確認システム

災害時に事前登録された電話番号に自動架電し、区からの情報提供や安否確認を一齐発信する機能とAIを組み合わせたシステムです。

対象 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方、
日中や夜間にひとりになる高齢世帯の方

窓口 要支援・要介護認定のある人 ▶ 担当地区在宅介護支援センター
要支援・要介護認定のない人 ▶ 担当地区支え愛・ほっとステーション(→13ページ)

問い合わせ 福祉計画課 地域包括ケア推進担当 ☎5742-6914



▲区HP

地域における日々の見守り

希望する日時に、コーディネーター・地域支援員などが希望者の自宅に訪問や電話をして、安否確認やご相談をお受けする「ほっと訪問・ほっと電話・定期電話」を行っています(無料)。

ほっと訪問・ほっと電話・定期電話

65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上のご家族のみの世帯の方、日中や夜間にひとりになる高齢者世帯の方が対象

窓口 担当地区
支え愛・ほっとステーション(→13ページ)



消費者被害について相談できる

消費者センターでは、購入した商品やサービスに関する苦情、契約のトラブルなどについて、問題解決のためのお手伝いをします。おかしいと思ったら、まずは、お電話ください。

品川区消費者センター

☎6421-6137 月～金曜 9:00～16:00
第4火曜 9:00～19:00
土曜 12:30～16:00
(祝日を除く)



▲区HP



消費者被害の予防や防止のために

品川区では、自動通話録音機の無料貸与を行っています。
電話がかかってくると、自動で警告メッセージが流れ、通話内容を録音します。録音されることを嫌がる犯人に通話を断念させ、被害の未然防止を図るものです。

自動通話録音機

窓口 ▶ 地域活動課 生活安全担当 ☎5742-6592

▶ 品川区消費者センター (→17ページ)

▶ 品川・大井・大崎・荏原の各警察署



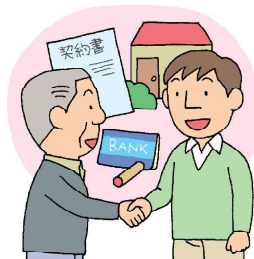
▲区HP

権利や財産を守ってもらえる

成年後見制度を利用すると、法律面と生活面で支援してもらえます。

成年後見制度では、判断能力が低下した人に対して、本人の契約や各種手続きを法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど、本人の権利や財産を守ることができます。

家庭裁判所によって成年後見人などが選ばれる「法定後見制度」のほかに、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく「任意後見制度」があります。



成年後見制度

窓口 品川区社会福祉協議会

品川成年後見センター

☎5718-7174



▲区HP

家事を少し手伝ってもらうことで、快適に暮らす

訪問介護などの介護保険サービスについては、次のページをご覧ください。

さわやかサービス

窓口 品川区社会福祉協議会

さわやかサービス

☎5718-7173



▲区HP



介護保険サービスを利用する

介護保険サービスってどんなもの？

要支援・要介護認定を受けることで、様々なサービスを利用できます。

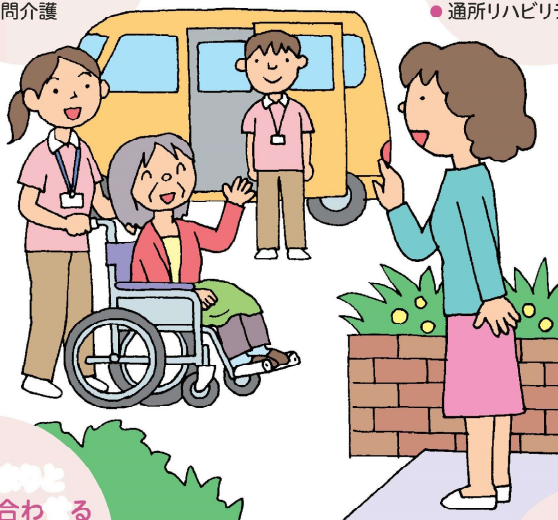
介護保険は、40歳以上の方が加入する保険です。支援や介護が必要となったときに、下記のサービスを受けることができます。入所・入居施設については、20ページに掲載しています。

自宅で受けるサービス

- 訪問介護 ● 訪問リハビリテーション
- 訪問看護 ● 居宅療養管理指導
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護

施設に通って受けるサービス

- 認知症デイサービス
- デイサービス
- ショートステイ
- 通所リハビリテーション



訪問と施設等と 訪問を組み合わせる サービス

- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

その他

- 福祉用具の貸与

「品川区の介護保険」パンフレット

介護保険制度のしくみを解説した案内冊子は、区高齢者福祉課、各地域センター、各在宅介護支援センターなどで配布しています。また、ホームページからご覧いただけます（右記コード）。



介護保険サービスを利用するには？

まずは、在宅介護支援センターにご相談ください。

サービス利用までの流れは、右記の表のとおりで、要支援・要介護認定の申請をする必要があります。在宅介護支援センター（⇒13ページ）では、利用できる介護保険サービスや手続きの流れについてご案内します。また、認定申請も受け付けています。



サービス利用までの流れ

- 1 65歳で「介護保険被保険者証」が送られてくる
- 2 在宅介護支援センターか区に申請
認定調査員による聞き取り調査を実施後、かかりつけ医の意見書と合わせて介護認定審査会で判定を行う。
- 3 区が要介護度を決定
- 4 ケアマネジャーがケアプランを作成し、介護保険サービスを開始

住まいの施設

入所・入居施設には、どんな種類がある？

認知症高齢者グループホーム	<ul style="list-style-type: none">● 要支援2以上● 家庭的な環境のもと複数人での共同生活
特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">● 原則、要介護3以上● 常時介護が必要で、自宅では介護が困難
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none">● 要介護1以上● 入居期間は3か月程度● リハビリをしながら自宅に戻ることが目的
介護医療院	<ul style="list-style-type: none">● 要介護1以上● 長期療養のための医療と日常生活上の介護
サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none">● バリアフリー住宅● 安否確認などのサービスを提供
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">● 民間事業者が運営● 食事、入浴等の介護、洗濯等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供

詳細については、19ページに掲載の「品川区の介護保険」パンフレットの「入所・入居の施設サービス」に掲載しています。

